

第五百五十五回  
会

# 参議院法務委員会、文教科科学委員会連合審査会会議録第一号

平成十四年十一月二十一日(木曜日)

午後二時開会

出席者は左のとおり。

法務委員会

委員長

魚住裕一郎君

理事

市川 一朗君

服部三男雄君

千葉 景子君

荒木 清寛君

井上 哲士君

委員

岩井 國臣君

柏村 武昭君

佐々木知子君

陣内 孝雄君

中川 義雄君

野間 越君

江田 五月君

鈴木 寛君

角田 義一君

浜四津敏子君

平野 貞夫君

福島 瑞穂君

本岡 昭次君

文教科科学委員会

委員長

大野つや子君

理事

仲道 俊哉君

橋本 聖子君

佐藤 泰介君

山本 香苗君

林 紀子君

委員

第二十七部

法務委員会、文教科科学委員会連合審査会会議録第一号 平成十四年十一月二十一日【参議院】

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

北岡 秀二君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

江本 孟紀君

神本美恵子君

山根 隆治君

草川 昭三君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

山本 正和君

森山 眞弓君

遠山 敦子君

増田 敏男君

河村 建夫君

中野 清君

森山 裕君

加藤 一字君

巻端 俊兒君

山崎 潮君

寺田 逸郎君

工藤 智規君

本日の会議に付した案件

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔法務委員長魚住裕一郎君委員長席に着く〕

○委員長(魚住裕一郎君) たいまから法務委員会、文教科科学委員会連合審査会を開会いたします。

連合理事会の協議によりまして、法務委員長、文教科科学委員長が交代して連合審査会の会議を主宰いたします。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、御了承のほどをお願いいたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本司君 民主党の岩本司でございます。

主として、法科大学院を新たに設置する学校教育法一部改正案及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案につきまして、基本的には賛成しつつも、法制度改正の目的を達成するために今後、適切に整備されていくことを要請する立場から、法務大臣にお伺いいたします。

法曹関係者は一般的に法の番人というふうに言われておるわけでありまして、そのように重要な職責にありながら、近年では、警察は言うに及ばず、昨年二月には福岡地検前次席検事にあります捜査情報漏えい事件、五月には東京高裁判事にあります

児童買春事件などが生じまして、国民に大きな衝撃と法曹関係者への不信を与えました。法の番人であるのになぜこのような事件が生じるのか、大臣にお考えをお伺いしたいんですが、このような事件がなぜ起こってきたのか、どのように防止しようとするのか、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) 御指摘のような最近の法曹関係者の不祥事につきましては、国民の法曹に対する信頼を揺るがす重大な事件でございますので、私も真摯かつ謙虚に受け止めているところでございます。

国民に身近で頼りがいのある司法を担う法曹は、今後、より一層専門的な法律知識、幅広い教養のみならず、高度の職業倫理や豊かな人間性を兼ね備えた人間であるという必要が強く感じられるわけでございます。

このような観点から、新しい法曹養成制度におきましては、法科大学院における法曹倫理に関する教育、法律相談等の実社会との接触を内容とする教育に加え、司法修習における実務修習、継続教育段階での倫理研修等を通じて、高度の職業倫理に支えられ、当事者を始めとする関係者の立場や心情を思いやり、人の痛みを理解することができる豊かな人間性を備えた法曹を養成していくという必要があると考えております。

○岩本司君 大臣、モラルの語源って御存じでしょうか。私も最近勉強させていただいたんですが、モラルはモースとラテン語で言うそうでございます。そのモース、この意味は道という意味だそうなんです。道徳の道、道という意味。古代のローマ人はモース・マイヨールム、これは先祖の道という意味でございますが、この先祖の道というこの言葉を非常に大切にされたのであります。ローマ帝国の繁栄は、この根底に先祖のモラルを大切に

する、これが根底にあったからローマ帝国の繁栄

情報漏えい事件、五月には東京高裁判事にあります



を最大限尊重いたしまして作った構想でございます。法務大臣と文部科学大臣が十分に意見を交換し、協力いたしまして、その趣旨が生かされるような、十分それが發揮されるようなシステムに作つていこうというふうに考えております。

○岩本司君 また確認なんです、国民の皆さんに分かりやすく、そういう大学の関係者の意見を十分取り入れていただきたいと思うんですけれども、ちゃんと確保はされるわけでございますか。ちよつと確認で。

○国務大臣(森山眞弓君) 法科大学院は基本的に自主的な考えによつて設立をしていただくということを尊重するものでございますので、大学の御意見、大学の構想というものが最大限に尊重されて作られていきますから、当然その意見が尊重されることになるというふうに思います。

○岩本司君 二番目に、プロセスとしての養成であれば法科大学院と司法修習との連携も必要になるわけですが、この部分は具体的に示されていないわけですか。

司法修習の内容はどのように変わるのか。もちろん、一年半から一年にその期間が短くなるということは承知しておりますけれども、法科大学院との連携ですね、どのように変わるのか。司法修習の内容を具体的に説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 法科大学院におきましては、法理論教育を中心としながら実務教育の導入部分を併せて行うものとされておまして、現在、司法修習で行われている実務教育の一部が行われることになっております。

そこで、新しい司法修習につきましては、法科大学院の教育内容を踏まえまして、これとの適切な役割分担を図りまして、ダブつたり抜けたりすることがないように調整いたしながら、できる限り修習の効果が上がりますように修習内容を適切に工夫して実施されるということになるものと思つております。そういうことで、修習の内容と大学院の教育との間にうまく連携を取りながら、

両方しっかりとやつていきたいというふうに考えています。

○岩本司君 具体的に、その修習の中でも、先ほど冒頭申し上げました倫理教育を徹底していただきたいんですが、これも確認になるんですが、修習の中でそういう倫理教育を徹底すると、そういうふうに受け止めてよろしうございますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 修習の段階まで来ますと、いよいよ本当に専門の法律家にこれからなるということがはつきりと決まっている人々を教育するわけでございますから、より一層高い職業倫理について求められるわけでございます。法科大学院においても教えますけれども、更に司法修習の段階でも、法曹としての倫理観を養うための倫理教育が行われるものと考えております。

○岩本司君 ありがとうございます。

また、三番目に、法科大学院の教育には当然ながら実務家の参画が不可欠となるわけでありまして。しかしながら、地方大学で構想を持っているところでは実務家の確保が大変苦労されているというふう聞いております。特に、判事、検事の方々の確保が大変難しいと言われておりますが、質の高い実務家教員を確保するために、大臣はどのようなお考えで、どうしようというふうにお考えなのか、御所見をお願いいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) 法科大学院では、法曹養成のために実務的な教育が行われるということになっておりまして、法曹が実務家教員として参加することが不可欠でございます。

そのため、今回提出をしておりますいわゆる連携法案におきましても、法曹である教員の確保等に必要な施策を講ずることを国の責務として規定しているところでございます。

実務家教員の確保のための具体的な方策につきましては、法科大学院関係者と法曹三者との間で準備、検討が進められてお承知しておりますが、現職の裁判官や検察官を法科大学院の教員として安定的かつ継続的に派遣するためには、その具体的な方策についてもつきつきり詰めていか

なければいけません。関係機関との間で話し合いを進めながら更に検討を加えまして、新しい必要ない法案も用意していきたいというふうに考えております。

○岩本司君 ありがとうございます。

最後になりますが、法務大臣また文部大臣にお伺いしたいんですが、法科大学院の学費は相当高いものとなるかと予定されております。二百万円、三百万円とも言われますけれども、今度、大学院に行きますとカリキュラムが大変厳しいと。今までの大学は、大学院も欧米ほどでもない、例えば大学に入るの難しくて出るのが易しいと。今回は物すごいハードなカリキュラムで予備校に行く暇もない、ダブルスクールももう難しいと。そういうことに行く時間がまずないというふうにも言われておりますけれども、そうなる、今度は大変な大学院に入るための予備校もできる可能性も十分あるわけでありまして、そうしますと、結果的に学費は今までと余り変わらないではないかとも言われておりますけれども、もちろん、何と云うんですか、国際舞台に今から出ていこうとする人たちに門をもっと広くしていく意味でも、学費を何らかの形でやはり国として援助すべきというふうにお考えいただけますか、法務大臣また文部大臣の御所見を最後に伺ひして、私の質問を終わります。

○国務大臣(遠山教子君) 委員御心配いたしておりますように、新しくできる法科大学院、その授業料がどうなるのか、それから学生たちはその期間学ぶのに要する経費を十分賄えるようになるであろうかということをおも、関係者も大変心配していただいておりますし、私もそれは大きな課題だと思つております。法科大学院の授業料などの学生納付金につきましては、それぞれの設置者の判断により設定されるものではありますけれども、経済的な理由によつて学ぶ機会が失われることがないように、授業料負担軽減のための支援策がどうしても必要ではないかと認識いたしております。

私ももしましては、奨学金の充実に努めるといのが一つございますし、それから関係機関とも相談しながら各種ローンの充実などもやっていきたいと思ひますし、また機関に対する、私学でありますとか公立大学でありますとか、それぞれの機関、法科大学院の設置者との間でどのような支援の仕方があるかにつきましてこれから十分工夫をし、また財政当局とも御相談しながらやっていきたいと思つております。

学生に対する経済的な支援としましては、御存じのように、日本育英会奨学金があります。それから、公益法人でありますとかあるいは大学などによる奨学金制度がありますし、それから各種ローンの方も発達をいたしておりますが、それらも有効に使うというのは学生に対するものでございますし、また機関に対することもこれから本當に真剣になつて考えていかなくてはならないというふうにお思つております。

○国務大臣(森山眞弓君) 今、文部科学大臣から詳しく御説明がありましたとおりでございます。資力が十分でない者が経済的な理由から法科大学院に入る意欲と能力がありながら入れないというふうなことがないように、私どもも積極的に協力して、奨学金とかローンとかの整備について努力していきたいというふうに思つております。

○岩本司君 ありがとうございます。

倫理教育の徹底を最後にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○鈴木寛君 民主党の鈴木寛でございます。引き続きまして、質問をさせていただきます。

私が冒頭に御質問させていただいたのは、先ほど同僚の岩本議員が最後に御質問をされました、正にこれからロースクールで学ぶ学生たちに対する財政的な支援の問題から入つていきたいというふうにお思つております。

この問題につきましては、私も参議院の本会議で両大臣そして財務大臣にお尋ねをさせていただきます。

きました。少し、ちよつと細かくなりますが、本会議で私が御提案をさせていただいたのは、御検討をお願いをいたしましたのは四つございまして。

一つは、希望者全員に対する奨学金が交付されるということ、それから二つ目が、一人当たりの奨学金の枠を大幅に増額をさせていただけないかということでありまして。それから、給付型の奨学金を導入すべきではないか、それから四つ目が、教育ローンに対する政府保証の実施と、この四つでございました。

実は、先日文教科学委員会での点についての更なる質疑をさせていただきまして議論が更に進展しておりますけれども、本会議あるいは文教科学委員会での質疑あるいは同僚議員の質疑を聞いておりました、やや、やはりもう少し、先ほども文部科学大臣、これから検討するというようなことでもございましたが、もう少し検討を早める必要があるのではないかということをお話を私に申し上げたいと思っております。

と申しますのも、ロースクール、十六年の四月に開校ということが予定をされております。ということは、もう来年、平成十五年度には大学院側からいけば受入れ準備、受験生の方からいけば正に受験の準備ということをしていかなければいけないわけでありまして、私、前職の関係で多くの今、大学に通う、学部に通っている学生の皆さんから進路相談といいますが、人生設計相談といいますが、を毎日のように受けております。私、このことが更に広がりました多くの大学生の諸君から具体的な質問を寄せられておりました、その声を代弁させていただいているということでは是非、両大臣にはお聞きをいただきたいわけでございます。

やはり、少なくともこの三月末ぐらいにどういう、あらあら、その学費あるいは学業をロースクールで二年ないし三年続けていく上でまず生活設計、財政的なものが成り立つのかどうかというこ

とについてのめどは、やはり国としてきちつとそうした高い志を持って頑張っている若者たちに対しては示す必要があるのではないかというふうな思っております。

前回の文教科学委員会での御答弁は、来年度の要求、要するに来年年度になるわけですね、平成十六年度の要求でありますから、来年の夏に概算要求をしていくということですから、六月、七月に文部科学省内で御議論をされて、八月にそれをきちつとまとめられて、そして九月に財務省に予算要求をされて、そして査定が入ってくる、これが予算のスケジュールだと思いますが、これではその学生の進路相談が私、できかねておりました、この点はやはり、予算の制度はそうなのかもしれないが、そして今も両大臣からいわゆる一般論としては前向きな御答弁をいただいておりますけれども、実は今日午前中の法務委員会の御質疑でも文部科学省の方から、授業料だけですけれども、授業料だけで百万円から二百万円が予定のアンケート調査で、今準備をしているアンケート調査で二十六大学、そして二百万を超える、二百萬から三百萬の大学が十六大学あるということなんです。ですから、やはり二、三百萬の、今、岩本議員もお話がありましたけれども、二、三百萬円の学費、そしてこれが三年ということでありまして、親御さんは、就職をして、そして最近そういう学生は減っておりますが、家に何がしかの給料を入れてと、こういうことを願いながら楽しみにしておられる方もいらっしゃるわけですね。更にもう三年延長と、こういうことになりまして、そのことを逆に学生の側も、更にあと三年間あるいは二年間、実質的に家計に負担を掛けてしまうということに対して、実は本当に心を痛めている学生が大変に多い。さらに、弟や妹がこれから大学を受けるということになりますと、家庭の家計の負担というのは本当に莫大なものがございます。

そういうたやはり実情を踏まえたときに、この問題は、もちろん予算制度ということはありませんけれども、国としてもう少し具体的なその方針方向性というものを明示をいただくことが必要ではないかなというふうな思っております。

それで、先ほどの四項目についてそれぞれきちつと見てみますと、これ塩川大臣、どこまで意識してそういうふうな御答弁されているのか若干その確認が必要であります、希望者全員については鋭意充実に努力したいということでありまして、相当前向きに考えていただいているのかなというふうな思っています。

それから、いわゆる枠の増額については必要があれば検討したいという御答弁をいただいております。ですから、これは文部科学省がその必要性を財務省にきちつと御説明をいただければ要求はかなりの確度でかなうのかなというふうにも感じます。

それから、給付型あるいは教育ローンについては、これは前回の文教科学委員会でも遠山文部科学大臣にきちつとお願いを申し上げましたが、財務大臣の御認識は、社会的、経済的に相当恵まれたエリートが受けるから給付型教育ローンについては必要ないというお話で、この基本認識についてはきちつと訂正をさせていただきたいということをお願いを申し、そのことについてはお約束をいただいております。

教育ローンなどでございますけれども、これも教育ローンについての政府保証という御提案を私はさせていただきましたが、これは政府保証するほどのことでもなくという、こういう財務大臣の御認識でございました。

少し長くなって恐縮でございますが、文部科学省に先日、政府による教育ローンの保証ということの必要性についてお尋ねをしたわけでありまして、若干そのときの御答弁あるいは御議論が私は不十分でありましたので、今日改めてその点から入らせていただきたいと思います。たしか文部科学省の教育ローンに関する政府保証についての御認識は、アメリカでもやられてい

るけれども、それがうまくいかなかったという事例も踏まえて日本の導入は検討すべきではないかということ、文部科学省自身も非常に消極的といいますが、慎重な御発言でございましたので、私は大変に心配をいたしております。

アメリカでは、モラルハザードがその理由にあると、こういうお話なんでもございますが、前回はちよつと時間がありませんでしたのでそれ以上申し上げませんでした、実はここにアメリカの議会の図書館の調査局のいわゆるフェデラル・スチューデント・ローンに関する報告書を今日持つてまいったわけでございますけれども、文部科学省の御認識は、いわゆるその政府保証型の、これアメリカではFELと言っておりますが、フェデラル・ファミリー・エデュケーション・ローンと言っておりますけれども、これはある意味では破綻をしております。で、フェデラル・ダイレクト・スチューデント・ローン、この政府直接、直貸しのダイレクトローンの方に移行をしていると、こういうお話だったと思っております。

確かに、九三年のときにフェデラル・ダイレクト・スチューデント・ローン、要するにダイレクトローンが導入されたときの目的といいますが、その動機というのは、このFELに代わってということが導入目的ではありましたが、しかし現状のこの利用の実態、いわゆる政府保証型のローンと政府によるダイレクトローンの実態を見ますと、今総額で約二百二十七億ドルのFEL、保証型のローンがございます。これ日本では、要するに二兆円を超えるという、この額自体、日本もきちつと見習っていきたく思います。これトータルでありますけれども、ダイレクトの方が百三億ドルということで、大体、九四年以降も保証型が六で、そしてダイレクト型が四だというのが実績でありますから、やはり今なおアメリカの学生は、この政府の保証型のローンをきちつと使いながらというか、これを非常に当てにしながら学業を続けているという実態があるわけですね。私は、そのことを踏まえて、政府保証型の、教

育ローンの政府保証ということについてやはり検討していただくべきではないかということで御提案を申し上げたわけでございますが、それについての文部科学省と私どもの基本的な認識が違うのですから、再度この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○政府参考人(工藤智規君) せんだつての文教科学委員会、あるいは答弁の上で若干激しく申し上げたので誤解を招いたかもしれません、アメリカの現状は御指摘のとおりと私どもも認識しております。

若干経緯を申しますと、アメリカではいろいろな奨学金制度がございますけれども、連邦政府による学生ローン制度には二つ今ありまして、御指摘がありましたように、一つには銀行等の民間金融機関が貸出し元となりまして、政府が債務保証及び利息等の補助を行う家族教育ローン、おっしゃいましたようにFFELPでございますが、それともう一つは、連邦政府が国債を発行いたしましたので、それを原資に直接貸し出すダイレクトローンと二つございます。これは、一九九三年までは前者だけだったのでございますが、九四年から後者のダイレクトローンが導入されたと承知してございます。

その導入のきっかけは、せんだつての答弁申し上げて、若干極端に申し上げたのでございますけれども、私どもの方で調査したところ、向こうの反応なり回答がそうだったものですからあえてその申し上げたんです、幾つかありまして、一つには、先ほど申し上げた政府債務保証でのローンという制度を長年やっておられたわけでございませうが、連邦政府の負担する費用が大手銀行の利益になるばかりでなくて、大手銀行にはその寡占状態から銀行のモラルハザードが生じて、どうしても安易な貸出しの拡大という事態が生じたということでございますか、あるいは学生の側にも安易にお借りして、まあだれにもお貸しするものがございますから学生の側のモラルハザード等もあって、やはり政府の負担が増大したと。さらに

は、手続が煩瑣だったり、あるいは学生のサービスが低下したりということもあってダイレクトローンの導入を始めたことと承知してございます。

その際の当面の目標は、このダイレクトローンをメインにして、大体割合、当面、ダイレクトローンを六割ぐらいまで持っていて政府保証の方をシェアを少なくしていこうというもくろみだったとお聞きしているのでございますけれども、その後、金融業界等からの反発等もありまして、御指摘のように必ずしもそういう割合になっていないという状況でございます。それと、貸出しの全体の規模が拡大してございますので、年々それぞれのローンの総額は増えている状況でございます。

ただ、向こうの政府の方の試算によりまして、いずれの場合も百ドル当たりの、お貸した百ドルを回収するまでの政府の総費用といいますが、どれぐらいコストが掛かるかということではないかと、ダイレクトローンの場合が八ドル二十一セントなのに対して、先ほどの政府保証の場合は十五ドル二十六セント掛かるという、やはり政府の負担が倍ぐらい掛かるんでございます。原資を、民間の金融機関の原資を活用できるという意味ではうまみがあるんでございますけれども、トータルで政府の負担が増えるというのには確かでございます。

要は、先生御心配のように、法科大学院を含めて学生の方々が、私ども、政策取っておりますのは十八歳以上自立社会の実現ということなんでしょうが、やはり大学院にお進みになって親元に御負担を掛けないで安心して学資を借りられるような状態をどう実現するかというのが最大の眼目じゃないかと思っております。現状では、私ども育英会で行っております無利子・有利子事業、大学院レベルについていいますと、総大学院生数の約半分ぐらいの水準でございます。御希望されない方もいらっしゃると思いますので、希望者にはほ今のところ充足してございます。

ただ、その額が十分かどうかということとか、法科大学院の授業料、これからの話でございます

けれども、更に充実の努力はしなきゃいけないと思っておりますけれども、今は国債でございますとか日本育英会の財投機関債の発行によりまして割と低利の資金調達できておりますので、後々国民に御負担を掛けないような形の低利の資金を確保する道があればそれにこしたことはないのではないかと、いろいろな、アメリカの制度そのものでは問題があるのではないかと認識をしております。

○鈴木寛君 前回もモラルハザードのお話ございましたが、例えば中小企業の関係の債務保証とかあるいはソフトウエア開発についての債務保証とか、全額について債務保証するのではなくて、この八〇%か七〇%かと、そういうふうな付保の割合を工夫することによってモラルハザードをクリアするという方法論は、実は我が国の政府金融あるいは政府保証制度の中にもあるわけでございますので、是非そういうことは工夫をして前向きに検討していただく余地はあると思えます。

それから、私、若干また認識が違ふんですけども、これもソースが違ふのかもしれないんですが、私は議会人でありましてアメリカの議会レポーターの方を見るわけでありますけれども、いわゆるデフォルトレートも、いわゆるスチューデントローンを貸したときにいかに焦げ付くかと、この比率であります、むしろこれは下がっております。九三年は一一・六%であります、二〇〇〇年には五・九%ということありますので、そういう意味でもモラルハザードの実態というものは、これはもちろん世の中全体の景気とかいろいろなことと複合要因でありますけれども、いわゆる局長がおっしゃったようなニュアンスでモラルハザードがどんどん増えて、そしてこの制度が大いに問題になっているというのは、私とは少し見解を異にするというところは申し上げまして。

局長もおっしゃいましたが、要は、恐らくここに集まっているすべての皆様方の思いは同じだと思いますが、経済的な理由でロースクールで十分な学業生活を送れないというケースを一つたりとも

作ってはいけないと、そういうことをきちつと対応していこうということに対して、厳しい財政事情ではあるけれども、この問題は正に教育の問題であり司法の問題であるという、要するに日本の今抱えている、かつ最も最重点で取り組まなければいけない二つの課題の両方を兼ねた問題でもございますので、是非このところはきちつとお取り組みをいただきたいと思えます。

今日は財務省にお願いしておりますので、これは財務省の御理解なくしてできない課題でございますので、財務省がむしろいろいろな諸制度を文部省にもいろいろ知恵を授けていただいて、十分に御相談にも乗っていただいて、そして平成十六年の四月からすべての学生が安心してロースクールで勉強できる体制については是非真剣にお取り組みをいただきたいと思えます。

○大臣政務官(森山裕君) 今、鈴木委員のお尋ねでございますが、政府保証の問題につきましては、アメリカにおいて一つの制度があるやに伺っております。また、諸外国の実用の例があれば、運用の実用の例があればそのことも十分に参照にさせていただきます。官民の役割分担や受益者負担の観点も踏まえながら、関係機関とも相談をして検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○鈴木寛君 先ほど申し上げましたように、是非内容の充実と、それからどういう方針になるのかということについて早めに政府内で、特に関係者に早く情報を知らしめていただきますことを重ねて両大臣にもお願いを申し上げておきたいと思えます。

続きまして、私は第三者評価機関の問題について御質問をしたいと思います。

本会議でも、大学教育一般、全般にかかわりまして、学校教育法の中で第三者機関、大学評価制度というものが充実をされ、そしてそれが複数、切磋琢磨して行われるということについての文部科学大臣の御見解、御答弁をいただきました。全

体論としてはその動静を是非きちつと見守っていただきたいと思っておりますが、今日は合同審査でございまして、ロースクールに関する民間の第三者評価の在り方について議論をさせていただきたいというふうに思っております。

私は、横割り、縦割りというふうな言い方を便宜的にしておりますけれども、大学評価といひますのは、いわゆる大学評価・学位授与機構、あるいは大学基準協会のように、大学の経営、運営、あるいは入学者選抜の適正化とか、そういったことをオーバオールにきちつと見ていくという大学評価と、それから例えばロースクール、あるいは例えば医学部というようにスペシフィックに、専門的な領域に対して、そこで十分に質の高い教育が行われているかどうかということと専門のスタッフでもって評価をしていくことが併せ必要になっていくと思っております。正に、縦系と横系がきちつと合わさることによって、特にロースクールの健全な第三者評価ということが行われるというふうに思っておりますけれども。

まず、そういったものが自発的に出てきて、それをきちつと御認可いただけますかと、こういうことについては文部科学省はきちつとやりますということと御答弁はいただいておりますけれども、単にレッセフェールにしておきますと、こうしたものがきちつとで上がるかどうかということが若干不安といえますか、まだ定かではないというふうに思います。

もちろん、それ以外の、要するにロースクール以外のものについてはこれからいろんな議論の積み重ねをされている間はあるんだろうと思っておりますけれども、これも繰り返しのようになりますが、平成十六年の四月に開校をいたします。もちろん、評価はそれがある程度動き出してからということでありまして、しかし制度発足とともにきちつとこういった体制で評価がなされるんだなということ、これも実は時間ももう余りないと思っておりますので、民間の第三者評価をきちつと設立、設置をスタートをするというところについての具体的な方策につ

いて文部科学省からお伺いをしたいと思います。○国務大臣(遠山敦子君) 日本ではまだ大学の評価機関というものが十分成熟していないわけでございます。一方で大学改革の観点からも、また司法制度改革の観点からも、今回、評価ということが非常にクローズアップしてまいっているわけでございますが、このことについては、お願いしておりますが、このことについては、お願いしております。また法改正の中で評価機関の認証については、基準もある程度明確にいたしておりますし、その基準を満たせば認証させていただくということでは、民間のいろいろなお取り組みもそれを認証をして、そして潤達にやっていただけの仕事になつていっていると思っております。

現在どんなふうなことが進んでいるかということとでございますが、すべての大学を対象とする民間評価機関としては、大学評価・学位授与機構は既に走っておりますけれども、そのほかには財団法人としての大学基準協会、それから短期大学基準協会、これのほかに日本私立大学協会を中心に創設が検討されている新たな評価機関、それから法科大学院の民間評価機関として日弁連の関係団体が認証を受けることを御検討中と聞いています。

そういうことで、法改正が成立いたしました後には、いろんな基準も明確にし、そしてそれに合った評価機関の御申請も受けて認証していくという、かなり日程は詰まっておりますが、逐次そういったことをやりながら、評価機関の充実といましていきたいというふうに考えています。

○鈴木寛君 できるだけ支援の身なんでございませうけれども、聞くところによりますと、やはり一年間で一億円ぐらい掛かるらしいですね、ランニングコストだけでも、そういうロースクール向けの評価機関、もちろん立ち上げには更にイニシャルコストが掛かるわけでありませうけれども、これを社会全体としてどのように手当てをしていくのかということとは本当に大きな問題だと思いま

文部省はどうしても、これは認可する立場ですから、余り先にどうしろこうしろということはないお立場にあるというところは私も理解をさせていただきます。法務大臣、特にロースクールについての第三者評価機関をきちつと作っていくということは正に健全な法曹養成改革ということにとつて必要不可欠なこととでございます。これも法曹三者間のいろいろな問題はあってもいいかもしれませんけれども、しかし法曹全体としてロースクール向けの第三者評価機関の設置についてのようにお考えか、御意見を伺いたいと思っております。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法曹養成の中核機関としての法科大学院、これを現実のものとするためにはやはり何と云ってもレヘルアップを図ると、これが正道でございます。

法科大学院は言うまでもなく実務法曹を念頭に置いた理論的かつ実務的な教育をするわけでございますから、その評価を行うためには当然のことながら実務法曹が参画しなければならぬと、このように考えております。現に、司法制度改革審議会の御意見の中にも、当然のことながら、学者の先生方あるいは有識者の方々と並んで法曹関係者というものを第三者評価に関与させるということとを前提としていろいろお書きになっておられるわけでございます。

○鈴木寛君 今、具体的に懸念されていることとしましては、それこそモラルハザードではないんですけれども、ロースクールのモラルハザードではないんですけれども、一応、大学評価・学位授与機構がございまして、ロースクールも大学全体の中で評価を受けるわけですね。ですから、ほっておきますとそれと事足りるということになつてしまうケースも生じないとも言えないという懸念が

あります。一方、先ほども申し上げましたように、ロースクール向けの評価機関を作るだけで軽く一億円は年間掛かると。大学評価・学位授与機構は独立行政法人化されるということとありますので、年間、今六億円ぐらいの国費がこの授与機構につき込まれ、そして今後もつき込まれるのではないかと、そういうことを言われておりますが、そうしますと、こうしたいわゆる評価機関間の競争条件といひますか、イコールフットイングがアンバランスな状態でこの制度が走りまると、結局は適格な第三者評価機関がなかなか生まれまてこない、育成をされないのではないかという懸念があるわけでございます。この点について文部科学省の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(遠山敦子君) 大学評価・学位授与機構は、現在、評価に関するところだけではなくて、幾つかの機能を持っております。一つは、設置者の立場から、国立大学を中心に全学テーマ別評価、分野別教育研究評価という大学の質の向上のための評価をやっておりまして、それから二番目には、日本においてとりわけ求められております大学評価の手法、方法等に関する調査研究をやっております。そして、大学評価に関する情報の収集、分析、提供という三つの柱があるわけでございます。したがって今、委員が触れられました平成十四年度予算では約五億九千八百万円、六億円でございませうけれども、これら三つの機能を果たすために使われているわけでございます。

委員御指摘のように、他の評価機関ができてきたときに競争的な環境に配慮することは必要だと考えておりまして、評価料などの面での他の評価機関と比べて特にここだけ有利にならないように留意しなくてはならないと思っております。その意味で、機構が認証評価を行うに当たりましては、他の認証評価機関との競争的な環境に配慮をしまして、認証評価業務に関しては機構の行います他の事業と経理を区分してやっていきたいと思つて



おりまして、そういうことも工夫することによりまして、評価料が著しく低くて他の機関に比べて格段有利というようなことが起きて、当初から競争的な環境が損なわれるというようなことのないように、私どもとしても十分配慮したいというふうに考えています。

○鈴木寛君 第三者評価機関がきちっとできるかどうかということについて幾つかの問題があるというところを指摘をさせていただきました。それについて是非、前向きに取り組んでいただくということでございますので、その動向を更に見守り、かつ応援をさせていただきたいと思いますが、今回のロースクール構想、先ほどの奨学金の問題といい、評価機関の問題といい、少しちよつと政策的にエアポケットにおっこちちゃう問題が幾つか懸念をされます。その話の三つ目は、私は、法科大学院の全国適正配置の問題を提起させていただきたいと思ひます。

前回の文教科学委員会の席で、これも学校教育法の運用上やむを得ないんだと思ひますけれども、文部科学省は窓口規制はしない、要するに出してきたものを淡々と法の趣旨に従つて認可をしていくと。これも大学行政の観点からはそうなんだらうというふうに思ひます。

しかし、健全な司法養成という観点から考えますと、法科大学院を全国にやつぱり適正に配置をしていくということも重要な課題でございます。そこをどう埋めたいのかと。今、日本全体がそういう、何と申しますか、事前型の計画型行政を脱しようとしておりますからなかなか難しいわけでありまして、そういう意味では院全体としてこの問題はこれからも議論をしていかなければいけないと思ひますが、しかし法科大学院についてはそういう健全な大学行政、大学政策という観点に加えて、やはり全国津々木々々と法曹養成がされるという、正に司法改革の目玉でもございますので、この点、法科大学院の全国適正配置、これからのように実効ある配置にしていくというふうに考えておられるのか、お答え

をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 適正配置の件につきましては、司法制度改革審議会の意見は、法科大学院につきましては、地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきであるということをおっしゃっております。いわゆる、地方に住む人にも法科大学院への進学が容易になるようにという観点から、その適正配置は重要なことだと私どもも考えております。

なお、国民にとって利用しやすい司法を実現するためには身近に法曹が存在するということが大切でございますが、法曹の適正配置の重要性にかんがみまして、法科大学院の適正配置とともに、法科大学院の修了者がその地域で法曹として活動することを促すための取組ということも必要であると思ひますので、この件についても、現在も弁護士会その他でいろいろと努力していただいておりますけれども、更に一層関係機関と相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

○鈴木寛君 終わります。

○荒木清寛君 午前中の法務委員会でも申し上げましたが、これは公明党がというふうに申して間違いなと思ひますが、今回の法科大学院構想に我々も手を挙げて賛成というわけではございません。

これは、もちろん一発勝負型の司法試験制度の弊害が限界に達しているというところはよく理解をいたします。まして、今の状況のまま司法試験の合格者を三千人に増やすなどということをした場合には、よほどレベルの、そう言つては申し訳ありませんが、低い法律実務家を輩出するという最悪の結果になるわけでありまして、そういう意味では、プロセスとしての法曹養成制度を決定をするということは意義は十分我々も理解をしております。

その上で、当初から我々が危惧をしておりますのは、そうなりますと、大学を卒業しまして三年間あるいは二年間二百万円程度の月謝を払つてい

くわけでありまして、そうしますと、よほど恵まれた家庭の子弟でなければそういった法律実務家への道に挑戦できないというようなことになつては大変だということでございます。

今、小泉構造改革の中で、結果の平等ではなくて機会の平等ということが強調されておりますけれども、もしも今言つたようなことになれば、正にお金がない人は弁護士や検事や判事にならないということでありまして、機会不平等ということになりまして、そんなことでは決していけないわけでございます。そうしたことは、本当に弱者の思いが分かる、優しいといひますか、気持ちを持った法律実務家を輩出できるのであろうかという点が我々が危惧をする最大のポイントの一つでございます。

そこで、今回の連携法の中に、政府は法曹養成のための施策を実施するため必要な法制又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ、第三条第五項にございます。この条項が極めて大事である。このとおりに本当に財政上あるいは法制上の措置が講じられなければ、この法科大学院構想は私は失敗に帰すると思ふに思ふわけでございます。

そこで、文部科学大臣に所感をまずお伺ひしたいのでありますが、イギリスのブレア首相は野党の党首であったころ、九六年の労働党大会でございまして、私も、もし三つの優先課題を聞かれたら、私は、一に教育、二に教育、三に教育と答えるだろうというふうに言つておられます。今、首相でありますから、正にそうした労働党政権の中で人と教育に投資をするという政策をそのとおりに実施をされているわけです。私は、小泉総理の米百俵の精神も全く同じことを言われていふと思ひます。要するに、その米百俵を食べてしまふんではなくて、学校を作るための費用に使つたということでありまして、この米百俵の精神というのは正に人へ投資することが一番大事だということをおっしゃっているんだと思ひます。

しかし、残念ながら、日本の高等教育に対する

公財政支出はGDP比〇・五%を切りまして、先進諸外国に比べて最低レベルの数字と言われております。私は、これではいけないと思ひます。幸い、今年は一ノール賞二人同時受賞という前代未聞の事態になつておられるわけでございますけれども、日本の場合には人材しか資源がないわけでありまして、そこに投資をしなければ日本の将来の競争力というのはないわけですよ。

したがしまして、ちよつと前置きが長いわけですが、私も、もつとつと法科大学院も含めた高等教育に我が国はお金を使うべきである、このように大臣も決意をさせていただきたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 正に、ブレア首相もおっしゃいましたし、教育こそ国の基だと思ひます。我が国におきまして、総理の米百俵、それを受けての人間力戦略ビジョン、その他様々な教育についての施策が今進行していると思つておりますが、御指摘のとおり、高等教育に対する公的財政支援のGDP比につきましては、これは単純にはもちろん比較できないと思ひますね。GDPに対する公財政支出の割合が違つては、また教育制度の違いなどがありまして、国によって様々な条件が違うと思ひますけれども、にもかかわらず、日本の高等教育のための必要な投資というのは必ずしも十分でない。これは、OECDの調査によりまして、率でいいますと、日本はアメリカあるいはフランス、ドイツに比べて比率として半分であるという状況になつております。

我が省といたしましては、初等中等教育ももちろん大事でございますし、また高等教育につきましても、委員おっしゃいましたように、知の世紀を切り開くために、その知の拠点としての大学なしいし高等教育というものは非常に大事だと思つておりました。その意味で、今後とも国民を始め各界の御理解を得ながら必要な高等教育予算の充実に努めてまいりたい、そういう気持ちでおります。

○荒木清寛君 ところで、文部科学大臣にお尋ねをいたします。

私学を含む法科大学院への機関補助及び学生に  
対しての個人補助を十分に行うということが、法  
科大学院制度を軌道に乗せるための、いわゆるソ  
フトランディング路線を成功させるための不可欠  
の前提であると考えますが、大臣の決意をお伺い  
いたします。

○国務大臣(遠山敦子君) 法科大学院は、正に三  
権の一翼を担う法曹の養成という極めて重要な使  
命を帯びるものでございまして、国としては多面  
的な支援を検討する必要があると思っております。  
でございます。

財政支援の在り方については今後更に検討して  
いく必要があると思いますが、例えば私立の法科  
大学院につきましては、私学助成の中でのよう  
な対応ができるのかどうかということも含めて検  
討していきたいと考えておりますし、また学生に  
着目した場合には、経済的な事情にかかわらず、  
志の高い学生が進学できますように、奨学金の充  
実に努めますとともに、関係機関とも相談しなが  
ら、各種ローンの充実など、多面・多面的な検討  
をする必要があるというふうに考えております。

○荒木清寛君 今日森山財務大臣政務官にお  
越しいただきましたので、二問通告をしておりま  
すけれども、まとめてお尋ねをいたします。

今の速山大臣に対してと同じこととございま  
すけれども、財政当局として、私学を含む法科大学  
院への積極的な財政支援を行う決意があるのかど  
うか。そしてまた、法科大学院の学生に対しての  
奨学金、教育ローン、授業料免除等の制度の充実  
により支援を拡大する考えを持っているのかど  
うか、お伺いいたします。

○大臣政務官(森山裕君) 荒木委員のお尋ねにお  
答えをさせていただきますが、今般の司法制度改  
革におきましては、法科大学院を法曹養成のため  
の中核的な教育機関として位置付けられているこ  
とを十分私どもも承知しております。このよう  
な新たな法曹の養成のための施策を実施するた  
め、今後具体化される制度改革の実情も踏まえま  
して、関係機関と相談をしながら、必要な財政上

の措置を含め、所要の措置を検討してまいりたい  
と考えております。

二問目にお尋ねになりました法科大学院の学生  
への各種の支援策についてでございますが、資力  
の十分でない法曹志願者が経済的な理由からその  
道を断念することがないようにするために、国と  
してどのような関与をすることが必要なのか、官  
民の役割分担や受益者負担の観点も踏まえつつ、  
今後具体化される法科大学院の実情を見ながら検  
討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○荒木清寛君 今のお話もそうでございますけれ  
ども、この改革の意見書及び中教審の「法科大  
学院の設置基準等について」の中にも奨学金、教  
育ローン、授業料免除等の各種支援制度を充実を  
するというふうにあります。

我々は、冒頭の話に戻りますけれども、このこ  
とが実現することを条件にこの法科大学院構想  
に賛成をしているのでありまして、もしもこのこ  
とが絵にかいたもちになるようなことがあれば、  
これは議員立法でもしまして、奨学金の上限を引  
き上げるとか、教育ローンの政府系の上限を引き  
上げるとか、そういう議員立法でも行って、恐ら  
くすべての方に賛成していただけたと思いたすの  
で、やるつもりでおるといふことを申し上げてお  
きたいのでございます。

そこで、まず奨学金につきまして、これは局長  
さんでも結構でございますけれども、現在、大学  
院生に対する有利子奨学金の上限は月額十三万円  
でございます。年額にしますと百五十六万円  
でございます。るる言われておりますように、法  
科大学院の平均授業料は約二百万円と見てそれほ  
ど間違っていないと思っておりますが、そうなりますと  
この奨学金だけでは授業料も払えないと。正に、  
これはお金がない人は行けないという事態になる  
わけでありまして、この有利子奨学金の上限の引  
上げはもう必須であると思っております。  
文部科学省もそうした認識を持っておりませ  
か。

○政府参考人(工藤智規君) 今、現状につきまし  
ては御指摘のとおりでございます。法科大学院  
に進学される方、あるいはほかの分野の学生の事  
情も考えますと、有利子奨学金、選択制でやって  
ございますけれども、今の上限十三万円というの  
が果たして妥当かどうかということについては十  
分問題意識を持ってございます。来年度夏まで更に  
各大学等の動向を見ながら、十分需要に応じられ  
るよう概算要求の検討をしてみたいと思っ  
ております。

○荒木清寛君 これは、私が直接受領したもので  
はありませんので、いや、それはオーソライズさ  
れていないと言われたらそれまでなんです。文  
部科学省が作り出したシミュレーションでは、そ  
れを十三万円から二十万円に増額という一つのプ  
ランを描いているわけです。それは正に有利子奨  
学金で授業料を賄うには二十万円ぐらいないと、  
二百四十万円ですから、賄えないという、極めて  
合理的な私は試算であると思いたす。一つそう  
いうめどを持って今検討しているんですか。

○政府参考人(工藤智規君) 財政事情、その時々  
でまた環境が違うのでございますが、少なくとも  
結構厳しい状況であるのは確かでございます。た  
だし、これまでのところ、財政当局の御理解もい  
ただきまして、無利子の奨学金のほか、有利子奨  
学金につきましては、財投あるいは財投機関債を  
通じまして資金調達ができてございます。来年度の  
夏の要求に向けまして、御指摘のような方向も  
含めまして充実を図ってまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 もちろん、これは財務当局がうん  
と言わなければ文部大臣あるいは文部省で言える  
話じゃありませんから、分かるのでありますけれ  
ども、ただ、我々も財務省との折衝ではしっかりと  
応援をしていきますので、やはり文部科学省とし  
て、もうこれぐらいは必要なんだという、そうい  
う決意はしっかりと持っていたいただきたいと思う  
いうことを申し上げておきます。

さらに、この教育ローンにつきましても、今言っ

た文部科学省の正式なものかどうか、シミュレ  
ーションでは計算をしておりますので、今言いました  
ように、何とか有利子奨学金で授業料は賄えるで  
ありましよう。しかしながら、生活費が全く不  
足するわけです。もちろん、それは夜警のバイト  
をし、あるいは皿洗いをしても、しかし貴重なこ  
かということではしようけれども、しかし貴重なこ  
の三年間、正に法律家、法律実務家としての基礎  
を築く三年間でありまして、せめてその期間は何  
う勉強に専念をさせて、その代わり実務家になっ  
てしっかりと働いて返還させればいいわけでありま  
すから、そういう意味ではこの生活費をどうする  
のかということも重大問題です。

まして、社会人でありまうとか、結婚をしてい  
る、家庭を持っている人ということも想定されるわ  
けでありまして、そういう意味では、例えばこれ  
は国民生活金融公庫の教育ローンでありますけれ  
ども、現行は上限が二百万円でございます。これ  
を四、五百万円にまで増やす必要があると、要す  
るにという試算をしておるわけですね。

〔委員長退席、文科学委員長大野つや子  
君着席〕  
この点につきましては、文部科学省はどういう  
考えをお持ちですか。そういう決意で財務省と折  
衝していかれますか。

○政府参考人(工藤智規君) 各種の教育ローンに  
つきましては、政府系金融機関であります。今御  
指摘の国民生活金融公庫のほかに、労金ござい  
ますとか民間の金融機関が種々のローンを設定し  
ているわけでございます。

私どもは直接所管でございませんで、今後、  
制度化になりましたら、各方面とも広く御相談し  
ながら、全体として多面的な支援体制の充実に努  
めなさいけないと思っておりますが、聞き及  
びますと、今の政府系金融機関につきましては、  
官民役割分担といえますか、民業圧迫にならない  
よう、ある程度所得水準あるいは貸付限度額につ  
いてもそれなりの自制をいらつしやる経緯も



これまでであったようでございます。

それぞれの仕組みの沿革あるいは特色もあるわけでございますので、さはさりながら、政府全体を挙げて今、司法制度改革に取り組みようというところで推進本部も作られ、このような改正もお願いしているわけでございますので、今後、学生が、先ほど申しましたように、経済的な理由で進学を断念することがありませんように万全を期してまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 それでは、私が見ましたシミュレーションによりまして、生活費を考えると、やはり三年間分として四、五百万円は何かしなくてはならないと。それは、まあ官民の役割分担ということはあるにせよ、何らかのローンで借りられるような手はずを整えなければいけないという認識は文部科学省として持っておりますか。

○政府参考人(工藤智規君) 私どものみならず、政府の関係者、皆同じような認識の前提でいると理解しております。

○荒木清寛君 それで、民業圧迫で、銀行が本當に学生に貸してくれればいいのでありますけれども、もう今はそういう銀行性善説を信じる人はだれもおりませんで、正に貸し渋り、貸しはがしでありまして、今、教育ローンというのがありますけれども、これは原則、親に貸すわけですよ。それは、幾ら法律実務家になるといつたつて、担保もない二十何歳の若者に容易に銀行が貸すとはとても私には思いませんし、先ほどの答弁では、そうした民間の銀行のローンに対する政府保証ということにつきましていろいろ議論があるわけですよ。そうなりますと、やはりこの国民金融公庫の教育ローンの充実というのは私はもう必須の課題だと思っております。もう中教審の、あるいは改革審の意見書にも、あえて奨学金と教育ローン、授業料の免除というふうに表示されているわけですから、それぞれ充実をしなければこの趣旨に反するわけでありまして、いけないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この教育ローンの充

実につきまして、馬力を掛けて折衝をしていただきたいと思っております。

そこで、先ほど先行議員が議論されましたので、このいわゆる民間のローンに対する政府保証につきましては長く論ずるのは避けまされども、ただし現段階でその可能性を否定してしまつてはいけないというふうに思っています。

私、さきの参議院本会議での塩川大臣の答弁を聞いておまして、非常に半ば驚いたわけでございますし、たしか議場もざわざわつたわけでございますね。それは、はっきりと政府が保証しなくても民間金融機関が積極的に努力をしてこの分野を開拓していくであろうと、要するにもうそんな政府で保証しなかつたつて銀行は貸しますよと。そんな状況でないということ私は今申し上げたんでございますけれども。

これは文部科学大臣にお聞きをいたしますけれども、政府としてそういう政府保証ローンはやらないというふうに、塩川大臣がおっしゃつたようにもうお決めたつたんですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 十一月十三日の塩川財務大臣の御発言は、教育ローンの政府保証については、官民の役割分担や受益者負担などの観点を踏まえて慎重な見解を述べられたと承知いたしております。

教育ローンに対します政府保証制度の創設につきましては、既に政府系金融機関であります国民生活金融公庫が教育貸付を行っていること、あるいは官民の役割分担、受益者負担の観点のほか、現下の厳しい財政状況下での新たな財政支出の可能性なども勘案しながら、どのようなことが可能か、今後、財政当局を始め関係機関とも十分相談の上、検討が必要であると私は考えております。

○荒木清寛君 国民金融公庫の在り方も経済財政諮問会議で議論されているわけですから、我々はどうした今の不況のさなか、政府系金融機関の見直しの議論は凍結すべしというふうには主張しておりますし、そうしたセーフティネットは断固守つていくという決意でございますけれども、しかし一

方で、そういう議論をすることになつてはいるのも間違いのないわけでありまして、学生に対するいろんな選択肢がなければいけないという意味でも、この民間金融機関への政府保証ローンも選択肢の一つとして今後御検討願いたいと思つております。

最後に、これは司法制度改革審議会の事務局にお聞きをいたしますが、法曹養成検討会の中間的な整理では、「司法修習生の給費制の在り方については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体の中で、貸与制等の代替措置の可能性も含め、その見直しについて引き続き検討することとする。」という、今、中間の整理をされているようです。

要するに、今、司法研修所の研修生に給料を払っているわけですが、それについてはいろいろ意見がありますし、確かにその中には裕福な家庭の子弟もいるわけですから、そういう人にまで給料を払う必要があるのかと、すぐに弁護士や裁判官になる人ですから、という意見も分かります。ですから、そのことはそのことで見直しの議論をしていただければいいと思つておりますけれども、もしもそうした見直しをするのであれば、これは私の私案でありますけれども、浮いた財源は、いわゆる生活が苦しくて生活費や授業料がない人にお貸しをする財源に充てる等の全体的な見直しをしなければ、単に修習生の給料を減らすとかならずなかだけの発想では絶対いけないと思つてござい

ますけれども、最後にお尋ねいたします。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点は、私どもの検討会で取りまとめられたその内容そのとおりでございまして。

今回、この点につきましては法案に盛り込んでおりませんが、引き続き検討ということになっております。私も、給費制の在り方を見直すにつきましては、やはり代替措置を含めてきちつとしたものを検討しなければならぬということでも、頭に入れて進んでおりまして、ただいま委員からの御指摘、そういう点も踏まえてまじなま今後検討して、明年にはいろいろまたどういうふうにするか結論を出していきたいというふう

思つております。

○荒木清寛君 終わります。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。今日はこのように連合審査会が実現をいたしましたので、森山大臣、遠山大臣、お二人の大臣にそれぞれお答えをいただきたいと思つております。最初の質問もお二人からお答えをいただきたいと思つております。

法科大学院を含む専門職大学院では、これまでの大学院のように研究指導を必須としない課程を新たに作ると、こういうことになつてはいるわけですが、この点については、現在あります専門大学院などからいろいろ危惧する声が上がつております。例えば、一橋大学大学院国際企業戦略研究科は、現行の研究指導の実施が必須から研究指導を必須としないへの移行には反対だと、こういうふうに言つた上で、問題は、世界第一線のビジネススクールでは研究指導が活発に行われていくという現実である。また、神戸大学大学院経営学研究科は、全く独立した課程とすることは決して好ましい選択だとは思えないというふう

に言つております。

その理由といたしましては、第一、高度職業人養成に対して第一級の研究活動の成果が迅速にインプットされにくくなる、第二には、組織の分離が限られた人的資源の分散につながる、第三には、高度専門職業人養成コースと研究者養成コースを一つの教育研究組織に包括することは、特に経営学という高度に実践的で応用的な学問分野にとつて不可欠だと、こういうふう

に指摘をしております。これは経営学の分野からのご指摘ではありますけれども、専門職大学院としての法科大学院というのでもまた同じようなことが言えるのではないかとこの研究を特に必須としないということについて、どういうふうな考えでござい



○政府参考人(工藤智規君) 要は、カリキュラムの設定で、各大学が、夜間といえども最近、夕刻から始めて夜まで掛かりますけれども、土日のようにお休みの日には日中お受けいただくような、昼夜開講といえますか、そういう組合せで工夫していらっしゃる大学もあるわけでございますので、要は、三年間で必要とされる単位あるいは授業をどういう形で組めるのか。夜間だけに集中したときには当然無理が来ますので三年ではできない、もう少し延ばさなきゃいけないということになりますけれども、いろいろ工夫することによって三年で卒業させるようなカリキュラム編成も可能でございます。

○井上哲士君 現在、そういう夜間のコースを具体化している大学はあるでしょうか。

○政府参考人(工藤智規君) 法科大学院はこれからでございますので、まだ具体的にどの大学でそういう御要望があるかというのは承知してございませんが、ほかの分野では学部レベルでも大学院レベルでもございます。

従前、大分前はきつちり夜だけという夜学があったんですが、その場合は学部レベルでは四年では無理で五年ということが多かったんですが、先ほど申しましたように、いろいろな工夫が可能な状況になってまいりました。夜学でも学部レベルで四年で卒業という学部、大学は実例としてあるとございます。

○井上哲士君 現行では働きながら司法試験の勉強をしている人も多数いるわけですから、法科大学院が中核となった場合にそういう人たちが逆に入れないということになったら非常に困るわけですので、是非この夜間コースなどの柔軟な設置が広がりますようお願いをしたいと思います。

次に、いわゆる適正配置の問題について両大臣にお聞きをいたします。

司法制度改革審議会の意見書では、「適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正な配置となるよう配慮すること」と、こう指摘をいたしました。全

国的に法科大学院に入学できる条件を整える、この側面と同時に、全国的に司法サービスを保障していく上でも大変重要だと思えます。意見書でも、法曹人口の大幅な増加、多様化の重要な要素として、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消の必要性、ということをご指摘をしております。

弁護士人口の偏在といった場合に、それは結局、地方には余り弁護士の仕事がないんだという議論をされる方もありますが、私、最近見させていただいた日弁連の調査を見ますと、大変興味深い結果になっております。

司法修習の受入れ地と弁護士開業の関連を日弁連が調査をしております。司法試験の合格者が五百人だった時代は都道府県の三分の二しか司法修習を受け入れていないんですね。ところが、千人に今、合格者がなっておりますので、全国すべての都道府県が司法修習を受け入れております。ですから、いわゆる司法過疎と言われるような地域も司法修習を受け入れたわけですが、すると、修習地でなかつた十年、それから修習地になって以降の十年を比べますと、非常に大きな変化があります。

要するに、弁護士開業をどれだけしたのかと。鹿児島では、修習地になる前は十年間で八人、それから後は二十一人なんですね。鹿児島全体の弁護士さんが八十人だそうですから、大変大きな増加をしております。沖繩の場合は、前は八人、その後が二十五人、釧路の場合は、前の十年がゼロ、それから後は七人と、非常に顕著な変化になるわけですね。ですから、司法修習地になったことによつて、その土地になじんで法曹として出発する人が非常に増えているということがここからも表れていると思えます。

修習は今一年半であります、法科大学院で三年間学ぶということは地域の法曹を新しく開業する上で非常に大きな力になると、私はこの数から思うんですが、法科大学院を適正に配置をする、

地方に。このことが弁護士過疎の解消に大きく貢献をする。

この点での認識をそれぞれ大臣からお願いしたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) 弁護士人口の地域偏在を是正するというのが大変大切でございます。まず何よりも法曹人口を大幅に拡大するというのが基本的に必要ではないかと思えます。

また、地域に根差した法科大学院が設置されまして、その修了者が当該地域で弁護士等として活動するというのが期待されるわけでございます。司法制度改革推進本部事務局において昨年末実施いたしました調査の結果によりますと、法科大学院の設置を予定あるいは検討している大学院は全国に及んでおりまして、法科大学院の全国的な設置が期待できるかと思っております。

もとより、弁護士がこの地域で開業するかというのは個々の弁護士さんが御自分で選択されることでありますので、どこで開けようことをよそから言うわけにはいきませんけれども、しかし弁護士士の地域偏在の是正のための取組につきましては、日弁連を始めとする関係機関と協力いたしまして既にいろいろな努力がなされておりますが、更に一層努力し、検討していきたいと思っております。

○国務大臣(遠山敦子君) 法科大学院の設置につきまして全国的な適正配置を配慮するようというところは、司法制度改革審議会を始めとして、関係機関あるいは関係者からの強い要望であることは私も十分認識いたしております。現在、各大学におきましても、北は北海道から南は沖繩まで全国的な広がりの中で構想されているというふうに仄聞いたしております。

もちろん、一般的に大学が大都市圏へ集中しておりますし、地方においては、今お話ございましたように、法曹人口そのものが少なく実務家の確保も困難ということから、地方におきます法科大学院の整備といえますものは大都市に比べますと課題が多いことも確かではございます。しかし、

我が省といたしましては、それぞれの大学の自主的な構想というものを重視しながら、教育水準の確保ということも前提とした上で、地域の実情を踏まえて望ましい形の適正配置が行われるように、関係機関とも相談しながら多面的な方策を検討していきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 地方にはやはり私立大学は余りありませんので、適正配置といった場合には国立大学の役割は非常に大きなものになるかと思えます。

今の御答弁であります、そういう適正配置を進めていく上で文部省としてもこういう弁護士過疎の解消ということを視野に入れて進めるんだと、こういうことでよろしいですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 私どもといたしましては、むしろ学ぶ機会につきまして全国的な適正配置ということが必要であろうかという角度を中心としながら、司法制度改革審議会の方で御提言になっておりますことも十分配慮して進めたいという趣旨でございます。

○井上哲士君 内閣挙げてこの司法制度改革を進めているわけですから、今御答弁にありましたけれども、このやはり弁護士過疎の解消ということを十分に配慮し、視野に入れた取組が必要だと思えます。

かつて、日本全国に質、量ともに密度の高い医者をつくらうということで、一県一医大構想というのが掲げられました。その結果、医者の地域的隔たりがどのぐらい解消されたのかということも研究された方がいらつしやいます。人口十万人当たりの医師の数を比較しますと、一九七四年には、医大のある県は平均百二十六・四人、医大のない県は十万人当たり九十九・五人で、二十七年の差があつたんですね。ところが、一九八一年に一県一医大というのが達成をいたしました。それから十五年たつた九六年時点で比較をいたしますと、七四年時点で医大があつた県が九六年では人口十万人当たりの医者が百九十九・六人、それから、なかつたところ、その後でできたところ、これ

は人口十万人当たり百八十五・七人、ほとんど差がなくできてきておりまして、やはり地域に根差した医大を作ったということが、そういう医者の地域偏在をなくす点で非常に大きな貢献をしたことが明らかでありますし、卒業生の追跡調査をしても、大体かなりの部分がその県に定着をしたということもなっているわけでありまして。

司法制度改革審議会の意見書は、国民の社会生活上の医師としての法曹というのを言っているわけですね。町医者のように相談できる弁護士が地域にいるということを考えますと、かつてそういう密度の濃い医師をつくらうということで取り組まれたような形でやはり適正配置ということが非常に求められると思います。

大学の自主性というのは尊重されなければなりません。私どもが仄聞しますと、どうも地方の国立大学などで計画があっても文部省の方がブレイキを掛けてくるようなこともお聞きをすることもあるわけでありまして。同時に、地方はいろんな教育の確保や情報不足などの困難があるわけでありまして、大いに文部省が、ブレイキを掛けたいとは思いません。その点で大臣の御所見を聞いて、質問を終わります。

○国務大臣(遠山敦子君) 適正配置についての考え方は先ほど来申しているところでございます。法科大学院の設置にかかわります様々な条件整備については、私どもとしては本場に多元的な方途でこれについて努力をしていかなければならないと考えております。

○山本正和君 大分お疲れかと思いますが、もうしばらくお願いします。

提案理由の説明等も聞きましたし、また、いただいた資料の中にもいろいろその意義付けが書いてあるわけですね。私、率直に思うのは、一般国民の中に国会で論議するその論議が十分に伝わっていくかどうかと、それが非常に心配なわけですね。

というのは、例えば私どもは旧制の教育を受け

てきている人間ですから、そうすると、大学で法学部というのはこれはほかの学部と違って、例えば工学部なんというのは昔は高等専門学校がありました。高等工業とかあるいは工業専門学校とか。同じように商業も、例えば高等商業があった。ただ、法学部だけはそういう専門学校がなかったんですね。ちょっと振り返ってみますと、明治時代には法律学部という名前であったのが大学に変わっていった。

それでは、私どもの印象からすれば、大学の法学部というのは、これは正に法というのはその国で生きていく人間が守らなければならない最低のお互いの約束事である。しかし、そういうことを決めたり学んだりするのはこれは高等教育でやらなきゃいけない。大学で法学部を置いたというのはそういう意味だということに私どもの時代は思っておったんですね。これは誤解かどうか分かります。だから、いわゆる人間としての様々な基礎的な知識、教養あるいは芸術、文化等に対する理解、そんなものを、文学も含めて様々なものを学んでいくってやる、その中で法律を学んで法学部を卒業するんだ。したがって、法学部を卒業した者が司法試験を受けると。したがって、法曹の人たちは、我々一般の者から考えたら、あらゆるものに精通している中で法律を学んでいる、これが法学部であるというふうに私どもの時代では思っていたわけですね。

ところが、それがあってもかわらず、今度は専門職大学という中に法学部を入れてしまおう。しかも、それが司法試験を受けていくために一つのいわゆる中核的存在ということを大臣がおっしゃっておられるんだけれども、となると、じゃ、国民にとつて今までの大学の法学部というのは一体何なんだろうかと、こういう疑問を率直に持つと思うんですね。

昔は、もちろん旧制は高等学校から大学へ行きますから六年間教育です。最低五年間教育ですね。そういう中で我々が考えておいた法学とい

うか大学の法学部というのが今はもう駄目になっちゃったのか、だからこういうことをするんだらうかというふうな疑問が生まれるわけですね。

提案理由にいろいろ書いてありますけれども、ちょっと見ると、何か知らぬけれどもグローバルイズムという言葉がよく使われるんだけれども、僕は大嫌いなんだけれども、何でもアメリカのまねしてちゃかちかちかちか言っているような気がして。私は、日本独自の長い歴史と文化と伝統があるんですね。アメリカなんというのは、こんなことを言うとしかられるけれども、国家を形成してからまだ数百年にすぎない。日本はずっと長い間、この小さな島国ではあるけれども、長い間日本人として生きてきたんですね。

そうすると、何でもかんでもアメリカのまねをせにやいかんと。アメリカから、今度は銀行の経営の仕方おかしからうせいと言われて、はい、そうやらざるを得ぬとかね。貿易の問題でも何でもそうだと、税制でもそうだと、会計基準もそうだと、今度は法律もそうかと。だから、アメリカで裁判をして日本の企業がひどい目に遭いますよね。一番、銀行問題に端を発したのは大和銀行問題というんだけれども、あんなにむちゃくちゃな判決が出て我々は文句を言えないわけですね。

そういうふうないろんな問題がある中で、私は日本独自で持つてきたこの法学部の制度というものがなぜ駄目になったのか、なぜここでこんなことせにやいけぬのか。それを、提案理由に書いてあることじゃなしに、もつと一般の国民に分かるような形で御説明いただけないだろうか、これが私からのお願いでございます。

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、おっしゃいますように、昔の法学部、今もそういうところもあるかもしれないけれども、昔の私たちが考えている法学部というものはおっしゃるような内容のところでございます。法律の専門家になる人は法学部を卒業し、そして更に勉強して司法試験を

受けてという順序で、受かった人が法曹になっていくということでございます。ですから、法学部というのは、全部ではないですが、法曹を輩出するための教育をするところであるというふうにより多くの人が理解してきたと思うんでございます。

ところが、最近では、法学部の内容が変わったということもありませんし、また司法試験を受ける受験生の方も大変変わってまいりまして、御承知のとおり、司法試験というのは非常に倍率の高い難しい試験でございます。受験生は何となくこれに受かるようにということで努力するのは当然でございますが、そのことを余り考えますために、大学の法学部の授業に出るよりは予備校に行きまして、その試験に受かる技術を覚えるということに重点が行ってしまいがちなんでございます。

その結果、ある日あるときの自分の記憶していたものを発表する、記録することによって、その時点の採点をされて、そして合格する者はするというところでございます。間違いをしないようにできるだけたくさんものを覚えて、そしてそれを正確に記述をして、いい点を一点でも余計に取るといふことに熱中いたしました。その結果、受かった方々は、もちろん立派な方もいらつしやいますけれども、先輩方の多くの方がごらんなって、大変前の受験生あるいは合格者に比べて非常に視野が狭いといましようか、受験だけに熱中して青春の何年かを費やすわけですから、ほかの教養を身に付ける余裕がなく、非常に視野の狭い、あるいは本当にはかのこと何にも理解しないというふうな幅の狭い人間が出てきたような感じがするというところでございまして、そういう方々が法曹専門家になりました。裁判官とか検事とか判事とか弁護士さんとかになっていただきました。一般の国民の生活についての理解も十分でなく、被疑者あるいは被害者の心情、その家庭の事情、あるいは社会的な問題などについても理解が十分ではないという方が出ることがあるわけでございます。現にそういう問題が時々起こるわけでございます。

受けてという順序で、受かった人が法曹になっていくということでございます。ですから、法学部というのは、全部ではないですが、法曹を輩出するための教育をするところであるというふうにより多くの人が理解してきたと思うんでございます。

これはやっぱり初めから法曹養成というものは考え直さなければいけないということで、そのよ様な弊害をなくすにはどうしたらいいかということで、多くの方々が知恵を集めて構想されたものがこの法科大学院でございますので、是非とも、審議会の御提言に基づきまして、良い法曹が立派に養成されて日本のこれからの新しい社会を担っていく法律家として活躍していただきたいというふうに私は考えております。

○山本正和君 かなり具体的に御説明いただいたんですけれども、この法律案要綱等をずっと見ていきますと、「法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い」と、こういうふうなものが初めに付いて、そして、だから今までじゃなしに今度とは、こういうふうな格好になってきていると。

実は、去年の九月十一日に、例のアメリカ、ゼロタイムとか何か言っているらしいんだけど、仲道理事も私も一緒にワシントンに着いて、翌日の朝、たしかワシントン司法省だっただと思うんですけども、そこへ行つたときに、例のペンタゴンに対する爆撃があつて——爆撃じゃない、突っ込みがあつて、それで、それから二、三時間したらアメリカの司法省の人たちも、ちよつと今日、何かややこしいからやらぬでくれと言ふんでやめたんですよ。

しかし、それから帰れないものだから五日間もワシントンにおつたんです。私もみんなそこで、ワシントンというところはそんな五日間もおつて、あちこち見るところはないんですよ。ワシントン大学へ行つて、そこでワシントン大学の学長、法学部の学長の先生が、これは慶応大学の教授をしてもらったと。そこで、日本からの留学生も来ていろいろ聞いて、アメリカのロースタールの話をいろいろ聞いたんです。

それなら、アメリカのロースタールというこの特徴について、日本語も非常に堪能ですから、話をされたのは、私、印象的だったのは、実は音楽大学を出た学生も体育大学を出た学生でも全然関

係ない一般の大学からみんなここへ来るんですよ。日本の留学生というの、実は会社から派遣で来ている留学生がいます。要するに、一般、いわゆる普通の大学を出て、そしてその普通人がこれから法律を学ぼうといつて来るのがロースタールです。しかし、その中で非常に厳しいディスカッションやりますし、お互いの、何というか、たたき合いとまでは言いませんけれども、学生同士のかなりいろいろなもの、勉強しながら学んでいきますから、したがってここを出るのはなかなか大変ですと、中で勉強するのは、しかし、出たら大体みんないわゆる法曹の道に入れるというふうなお話を聞いたんですよ。

そうすると、結局、そういう大学で学ぶということの意味が日本の場合には学歴なんですよ。大学を出て学歴が欲しいだけだから、だから、それからいろいろと参考にして聞きしたんだけど、大学の方も実は勉強しなくても卒業できるようなシステムになっておるんですよ。

おかしな話で、私も、二人息子がもう五十歳、四十五歳ですけども、これは戦後の大学教育を受けた連中ですけども、余り勉強していないように私は親として見ておつた。それでも卒業しちゃうんですよ。何かしたら、しまいに博士課程まで行つちやつたけれども。

そういう、どうも今の大学が本当に学問を勉強する、勉強しなければ卒業できないというシステムになつていないというところに問題があるように思えてならないんですよ。だから、こういうふうな制度を必要と迫られて作るという意味はよく分かりますし、私、ですから、この法案本当は分からぬから反対しようかと思つたけれども、まあ森山先生のお顔を見たらこれはやっぱり賛成せざるを得ぬと思つたんですよ。

それは別にしまして、だから、いずれにしても今やらなきゃいけないことは、大学そのものの改革だろうと思つたんですよ。したがって、こういう今度は専門職大学を作るときに、そういう本

勉強しなければ修了できませんよという厳しさを、これは正直言つて、アメリカの大学でもヨーロッパの大学でも、大学というのは勉強しなかつたら卒業できない。

この前、実は日中友好協会で三十周年で各超党派で議員団で行つてきまして、そうしたら私は、北京の大学生三人と、女性一人と男性二人で話をしたんですよ。それで、これからあしたからの双十節で十日休みになるけどどうなのと言つたら、勉強するのが大変で、休みはそんなにのんびりできませんと。それで、どれだけ遊ぶ時間を作るかと一生懸命考えているんですよ、こういう話なんですよ。日本の大学生はそんな、休みはもちろん遊ぶけれども、休みじゃなくても平気で遊んでいて卒業できますよ。北京では卒業できない。

そういうふうな一番根っこ部分が大切なように思えてならないんですけども、こうやってここで専門職大学、法科大学院、こういうことを作るに、特に法律の、これを実際に自分たちが国民のいろんなものを受けて裁判官になる、あるいは弁護士になる、検察官になるという人たちはそういう意味で非常に大きな責任があると思うんですよ。ところが、その人たちも今のような話で偏差値じゃないけれども、受験の特訓さえ受ければなれるという制度に何か問題があるように思えてならないんですけども、その辺で、ですからこうやって専門職大学を作る、特に法律のこの専門職大学ということについての、これは大臣のひつとつ、何といひましようか、これからの、今から大学はずつと作っていくわけですから、そこについての御決意のほどを承つておきたいと思つたんですよ。

○国務大臣(森山眞弓君) 大学一般についての在り方につきましては、遠山大臣が必要なら御説明申し上げると思つたんですが、このたびの法律専門家を作つていく専門職大学院というのにつきまして申し上げますと、これは入るのも大変難しいだろうと思つたんですが、卒業するのも簡単ではないというふうに感じます。

それは入るときにいろいろな、単なる偏差値で入れるのではなくて、そのほかの活動あるいはそのほかの考え方や行動についていろいろと調べられまして、そしてこれなら将来の法曹として適当であろうという人材をまず法科大学院に受け入れて、受け入れた後ももちろん専門の知識、学力を付けることは当然でありますけれども、それも単に法律を覚えるというだけではなくて、その法律の問題やあるいは具体的なケースを材料にして議論をする、あるいは具体的な調査をするというふうな現実の実務とつながった教育を徹底的にやるということになっております。

ですから、その勉強はしかも期限も限られておられますし、なかなか容易ではないと思つた。それが無事に終わりました後で更に司法試験があるわけでございますから、なかなか容易な道ではないんでございますけれども、それを一生懸命に努力をして、そしてクリアし、司法試験を受けて、辛い受ければ初めて修習を受けて法曹になるということがができるわけでございますので、今までの一般の大学、一般の今までの法学部というのがどうであつたかということとは全く別に、この道は本当に専門職をしつかりと育てていく十分な条件が整つている、こういう方法でもかく一生懸命やってみようというのが私たちの決心でございます。

大学一般につきましては別でございますが、法科大学院に關しましてはそのように私どもは考えているところでございます。

○山本正和君 本日に、是非ひとつ勉強しなれば駄目よというのがまず法科大学院で模範を示すというところをお願いしたいと思つたんですが。

ただ、私、実は裁判官訴訟追委員会なんか一、二回出て、そのときに思つたんだけど、裁判官というのは本日にその人の判決によつて長い間刑務所に入れられる、あるいは死刑を宣告されるというふうなこともあるぐらい大変な人ですね。また、検察官というのは犯罪を犯した者に対してやっぱり厳しく追及する。しかし、その中で、例

えば情状によつて執行猶予というふうな問題まで判断する、そういうことをしなきゃいけない立場でしようし、弁護士というのはそれまたそれで大変な役割があると思うんですが。私にとつては非常に印象的だったのは、戦争が負けて、そしてその翌々年だったですかね、奈良の検察官が、悪法も法なりとは言いませんけれども、食管法があった、やみのものを買つたらいけないと、私は法律だから買いませんといつて全然それと、やみのものを買わずに、栄養失調で亡くなられた事件があった。新聞を見てください。

今、しかし法律家が本当にみんなそうするかどうか、軽犯罪法違反も全然せぬ法律家がおるかどうかと、こんなことを言つたらしかられますけれども、この中にも法律家の皆さん、たくさんおられるから、余りおかしなことを言つたらいけないんですが、そういう昔の検察官の気持ちというのは、私は、だからそういう人がおつて初めてみんなが裁判に対する信頼感が生まれる。

ところが、何か知らないけれども、それは六法全書は全部読めるかもしれないし、法律はいろいろ専門的にそらんじておられるかもしれないけれども、奥さんの問題でどうにもこうにもならぬような状況になつて、それすら律せられないと。また、それが同期であるとかあるいは友情だとかでもつて、検察官の方もそれに対して黙つてしまうというふうなことになる、大変私はあのときびつくりしたんです。

だから、勉強ということについて、だから専門職と、こうなりますと、逆に法律ばかり勉強してしまつて、法律じゃおかしいな、六法だけ知つておつたらやれる、そんな問題じゃないと。人間としての様々な問題やいろいろ思うんだけれども、この専門職大学では果たしてそういうことを議論する場所、あるいは学お場というのがあるのかないのか、ちよつとその辺に掛かるんですけれども、ちよつとこれもいろいろ読んでみたくて、具体的な部分の指摘や記述がないもんですから、どこでそれをやるのかしらんという

のがちよつと気に掛つたんですが、その辺はいかがでございますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 専門職大学院である法科大学院というのは、これからこの法律が成立いたしました後で設置者が考へて作るものでございまして、今からどういふ科目をどのぐらい教えるかということは分からないわけなのでござい

す。しかし、文部科学省が窓口になりまして、いろいろお調べになつたり相談に乗つたりしていらつしやる中で、人権の問題であるとか、あるいは国際情勢であるとか、あるいは社会全体の様々な問題について勉強をさせる予定であるという話を私どもも漏れ聞いておりました、当然、先ほど申し上げたような判例、弁護士さんのあるべき姿というところから考へますれば、そのような教養をしつかりと身に付けていただくということが必要であるかと思ひます。

○山本正和君 そういふことは、今から各大学が考へる中でそういうものを当然期待しているというこで承つてよろしいですね。

それから次に、これもちよつと気になるのは、我が国は裁判で争うというのは割合、日本人の気持ちになじまないという長いあれがありまして、私の実は中学の同級生が今、東京で弁護士をやつておりますし、二年ほど先輩の人が第二弁護士会の会長もしたりして、若干知り合ひもおるんですけれども、そうすると、いろいろ話をしていると、弁護士の仕事のかんりの部分が和解決と、裁判で決着付けるより。そうかと思うと、例えば刑事裁判の場合は、これはもう勝たなきゃいけませんから大変な取組するんだというふうな話を聞いているんですけれども。

しかし、いづれにしても、私は今の世の中で弁護士さんの仕事が増えていると。一般庶民にとつて、例えば弁護士費用というのは非常に高いし、なかなか弁護士のところにも行きにくい。しかし、それを何とか広げるといふふうな社会的要請はあると思うんです。そうすると、この制

度を変えてこいいうものを作っていくということによつて弁護士の数を今よりも増える方向に行くのか、あるいは、先ほどのように非常に厳しい弁護士資格というか、人間資格というか、そういうものを求めていけばいよいよ大変難しいコースになるわけですから、もしも減つてしまつたらまた困ると思うんですが、この辺の要するに予測している中で、将来の要するに弁護士の数、現在と比べてかなり増えるというものを予測して進めていこうとしているのか。あるいは、現在程度の弁護士の数で、若干上下があるにしてもいふふうに予測しておられるのか、その辺はいかがでございますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 日本は、弁護士の数が国際的に見ても非常に少ない方でございます、本当は裁判なんかに行きたくないから弁護士さんのところには御縁がない方かと思つていても、実際に今の世の中、弁護士さんのお世話にならないといけない、法廷まで行かなければならぬというところがどうも増えてまいりました。ですから、弁護士の、あるいは法曹の質を向上するというのを先ほどいろいろ申し上げましたが、数も増やすということがまた大きな目標でございます。

現在は、司法試験に合格する人は先般まで五百人ぐらいでしたが、その後少しずつ増やしまして今、千人前後になつておりますが、これを三千人ぐらいまで持つていきたいということが一応の目標でございます。

○山本正和君 それでは最後に、文部科学大臣の方にお聞きしておきたいんですけれども、先ほどお話ししたように、法学部ですね、大学の、これはやっぱり今のままではいかぬような気がしてならないんだけれども、大学改革の中で、法学部の中での大学院の位置付け、これについてはどういふふうな考へか、ちよつと承つて、終わりたいと思ひますが。

○国務大臣(遠山教子君) 法学部の性格は、それぞれの大学によりまして多様だと思ひますけれど

ども、基本的にはリーガルマインドをしつかり身に付けて多様な問題に対応できる、そういった資質を養つてきているのではないかと思つています。

そういうことで、かなり一般的な能力といひますか、そういうことの開発においてはたけて十分でないというところで今日の法科大学院の問題が起きてまいつておりますが、では、その法科大学院において法曹を目的とする人たちがしつかり養成されていくとなると、では、残された法学部はどうなつていくのか、これは大変大きな課題だと思つております。

私も、この問題についてはいささか、どのようにならぬかと考へておられるかなというところは、興味と申しますか、関心を持つておりました。二、三の大学人からお話を聞いたりいたしてあります。それぞれの大学がやはり法科大学院というものができることによつて、法曹の勉はそちらで専門的にかなり実務的なことを加えてやる、残された方をしつかりと、教養も身に付けた上で多方面の分野に、企業であり、国家公務員であり、あるいは様々なメディアであり、いろいろな就職先があるかと思ひますけれども、そういったものに対応できるような内実ある教育をしたいということとで、今かなり再編成が進んでいるようでございます。

したがいまして、私は、この法科大学院というのは一つのきっかけでございますけれども、大学自体の在り方、法学部が一番影響を受けるわけでございますけれども、その行き方がかなり見直されることによつて、先生がおつしやつております本当に力を付けた、付加価値を持った学生を育成するための大学教育の在り方について、また何歩も前進していくきっかけになるのではないかと

いふふうな考へております。  
○山本正和君 どうもありがとうございます。  
○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。よろしくお願ひします。



午前中に法務委員会で、学費や掛かる費用、ロースクールがどういふ感じになるのかということなどを質問しました。多いところでは三百万学費が掛かるだろうと。そうしますと、三年間ですから九百万、授業料だけで九百万ですから、生活費、場合によっては私立大学ですと寄附金を、もちろん任意になるわけですが、寄附金を募ることもあり得ると。そうしますと、非常にお金が掛かってしまう。ロースクールは、いいロースクールを作ろうと思えば思うほどやはりお金が掛かる。

文部科学省にお聞きをしますが、ロースクールに対する補助金などについては太腹で是非お願いをしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(工藤智規君) これはまだ、この法案の成立をいただきまして、それから各大学が実際の設置構想を行いますのが来年度に入ってからでございます。平成十六年四月の開校を、スタートをもくろんでいるわけでございますけれども、概算要求の取りまとめも来年度に向けて、例えば私立大学ですと、私学助成の中でどういふことが可能で、かつ必要であるかということも含めながら、全体的な支援体制について努力してまいりたいと思っております。

○福島瑞穂君 ロースクールの教員確保などについてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(工藤智規君) 法科大学院でしっかりと教育を行うためには従来の大学の先生がそのままということでは駄目なわけでございます。アカデミックの先生方でも一定の実務的な研修をしていただくか、あるいは法曹三者の御協力をいただきながら実務界の方々からお入りいただく必要がございます。その旨はこれまでの司法制度改革審議会の御意見等にも触れられているところでございますし、その前提での制度設計になつていくわけでございます。

私どもも、この法案が通りましたら大学院の設置基準を定めまして、その趣旨を定め、かつ第三者評価制度というのが一緒に制度化される予定でございますので、第三者評価機関においてその教

員構成等がしっかりと評価されていく仕組みとなつてございます。

なお、実務家の教員の確保につきましては、現在、法曹三者と法科大学院関係者との間で協議をいただいている中で積極的な協力関係の確保に向けて取組をいただいておりますし、また私どもも設置基準の上で教員の確保について、例えば勤務形態も、パーマナントで朝から晩までいなきやいけないということではなくて、より柔軟な形態の在り方もあるのではないかと一つ、一つ、もう一つは弁護士のような方々が兼業、兼職できますようにということについても御検討がなされているところと承知してございます。

○福島瑞穂君 設置審議会につき、法科大学院に関する特別審査会もほとんどが大学関係者で占められていると思われませんが、実務家はどれぐらい割合で入っているのでしょうか。また、法科大学院の目的からすれば、設置審議会の半分以上が法曹実務者であるべきではないでしょうか。

○政府参考人(工藤智規君) 今回の連携法、いわゆる連携法でも関係の審議会に法曹界からも御参画をとることが予定されてございまして、私も、大学の設置審査あるいは基準制定等に、従来のアカデミックな方々だけでは十分審査いただけませんので、当然かなり多数の方々の御参画が必要と認識しております。

そのため、まだ法律制定以前でございますが、何しろ諸準備、いろいろ念のために並行しながら考えなきやいけないことが、必要がございますので、既に法曹三者の方々など実務界の方々の御協力も仰ぎまして、審議会等の構成、どういふ方々がどれぐらいの割合で入っていただければいいのかが、御検討のための準備会を発足させたばかりでございます。その御検討の推移も経ながら、かつ協力の確保の見通しも得ながら、必要な方々の御参画をいただきたいと思います。

○福島瑞穂君 東京地方裁判所の裁判官は何百件、百件以上は持っていたり、あと弁護士も弁護士事務所の維持のためにお金が掛かることもあり、実

務者からロースクールに非常に来てもらうことが実は結構、例えば条件整備をしない限りなかなか難しいんじゃないかと。そうしますと、結局、従来の大学教育と余り変わらない結果になりかねないというふうにも思っております。是非、例えば裁判官を呼んできてもらうなりすれば手当が必要ですし、弁護士、検察官についても同じですので、財政的な援助も含めて是非よろしくお願いいたします。

ところで、今、現に司法試験受験生の人たちもたくさんおります。現行試験並行時の現行試験及び新試験の合格者の割合、つまりしばらくは、今の司法試験を前提に勉強していた人たちが受ける司法試験と、それから新しい制度ができてロースクールに行く人、それから予備試験に行く人というのが出て、しかもその中でどういふふうか採否を決めるのかというのが意外と難しいんじゃないかと思っておりますが、公平の確保の方法や割合についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 御指摘のとおり、大変難しい問題でございます。

これは、司法試験の可否の判定は各年度における司法試験審査委員の合議により行われるものでございまして、新司法試験と現行司法試験のそれぞれの受験者の数あるいは能力の水準が明らかでないという現段階においては、両試験の合格者の内訳あるいは割合、これを決めておくことは相当ではないというふうにお考えしております。現時点では難しいということでございます。

○福島瑞穂君 試験が複数存在するわけですので、是非その割合や公平の確保方法についてはよろしくお願ひしたいと思います。

ところで、新司法試験は受験回数制限が設けられております。受験回数制限の理由及び五年間に三回ということが決まっておりますけれども、そうすると、何か、実力付けて五年の最後の三年間で受けようとか、あるいは一、三、五と受けようとか、いろいろのことをきつと多分考えられると思うのですが、受験生にとっては切実ですから。

受験回数が制限されている試験って余りないと思うんですね。医師の国家試験に何回落ちたら駄目とか、美容師さんの試験を何回受けたら駄目ということはないけれども、新司法試験では五年間に三回と制限が付いております。その理由と適否についていかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 長期受験をするということの弊害、いろいろ言われております。

まず、試験に受かることだけが人生の目的になるわけでございますので、どうしても受験技術優先に勉強するというところで、人間の幅がなくなるというところがございます。こういう状態を招致しているのかという点が一つございます。それと、やはりあたら人材が司法試験浪人として人生、将来の人生をそこで失うこともあるわけでございます。そういう問題の弊害があるというふうな指摘がされているわけでございます。

今回、新しい法曹養成制度を構築いたしまして、それも今のままでということになれば、せっかくロースクールを修了いたしました試験を受けようといったときにも、やはり大量の受験生が滞留するということになります。そうなりますと、またそこから受験予備校に行く人というような弊害が出てくるわけでございます。こういうことはやはり避けなければならぬというのが今回、受験制限を設けた理由でございます。

五年のうち三回ということでございます。これは、少なくとも三回ということが、これは意見書、改革審の意見書でも書かれておりますし、合理的な回数かなと思っておりますが、毎年毎年受けるという事情、これは人によって変わるわけでございますので、五年という幅を持ちながらその中で三回の受験をしていただく。そこで、いったんは人生の、自分の人生をどうするか、そこで選択をしていただきたというところで、もう一度チャンスを与えるという意味にもなると思っております。

ただ、これは、じゃ一切、未来永劫受けられないかということではございません。その後、新たに受験資格を得る、新しいロースクールに行つて

卒業をする、あるいは予備試験に合格をするという事になれば、そこからまた五年間の間に三回と、これ一生繰り返すことも当然できるわけでございますけれども、それぞれ一つずつ期間を区切って、自分の人生を見直すという機会にもなるということでございます。

○福島瑞穂君 いや、いみじくも今おっしゃったように、親のすねが丈夫な人はロースクールを歩き直しても私は受け続けるのではないかと。もちろん、確かに、あたり人生ということはあるわけですが、私はこれについては非常に疑問です。

例えば、受験生の中には四回受験したら通つたと思う人もいられるかもしれませんが、今おっしゃったとおり、ロースクールに多分行き直すと思うんです。三年間行ってまた資格を買ってみたいんです。ですから、どうなんだろうかと。受験はやつぱりその人の自己決定だと思いますので、是非この点は、実は受験生の声を聞いて是非再考していただきたいというふうに思います。

ところで、法科大学院のことについてまたお聞きをします。第三者評価により不適格とされた法科大学院と、新司法試験の受験資格はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この点につきましては、適格認定を受けられなかった法科大学院があったとして、その修了者につきましては、直ちにその受験資格が否定されるということにはなっておりません。

この適格認定を受けられなかった法科大学院に對しましては、連携法等に、いわゆる連携法等に規定がされておりますけれども、そういうような法科大学院に對して、文部科学大臣がその教育活動等の状況について報告又は資料の提出を求めるといふこととされておまして、その結果、当該法科大学院が設置基準に違反していると認められるような場合には、改善のための勧告あるいは変更命令の措置が段階的に講ぜられまして、それによつてもなお改善されないという場合には、当該法科大学院の廃止命令がなされておまして、その修了者

の司法試験の受験資格が結局は認められないということがあり得るということでございます。

ただ、よつぱりの場合であるかと思ひますし、その間には段階的な措置が行われますので、転身の道も機会も図られるということでございます。

○福島瑞穂君 衆議院の法務委員会の議事録を見ますと、日野委員が鋭いことをおっしゃっています。日野委員が「法曹の養成」といふのは、ほかの例えは専門職を養成するということと決定的に違ふということを先ほど申し上げたわけですね。というのは、法曹というのは、その使命として人権の擁護というものがあつて、人権の擁護ということ、国家権力と切り離されたところで、国家権力から独立したところでそういう非常に崇高な使命というのが行われるものなのでありますから、文部科学省がその養成課程にいろいろとかかわつてくる、しかも権力的にかかわつてくるということだけはからぬと私は思つておられます。

ということに森山法務大臣は答えていらつしやるんですが、  
私自身も、今までだと最高裁判所が司法研修所というものをもち、研修をやつてきた。大学は、文部科学省の全体としては枠の中に入つていても学問の自治というのがあつた。今度、第三者に、その第三者にある評価基準というのが出て、文部科学省がロースクールにかなりコミットしてくる。それと法務省との関係というものが一体どうなるのか、この点についていかがでしょうか。あるいは、法務大臣の文部科学大臣に対する意見の拘束力、どの程度法務省は言うのか、言えるのかという点についていかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいまの御指摘の点についてはこの連携法等に規定がされておりますけれども、法務大臣が法科大学院の設置基準の制定、改廃等につきまして文部科学大臣に對し必要な意見を述べることができるといふことにされてあるわけでございますが、これとともに、特に必要があるとき法科大学院に對して学校教育法上の是正措置を講ずるよう文部科学大臣

に對し求めることができるということにするなど、両大臣の密接な連携の確保に必要な措置について規定を設けておるところでございます。

これらの意見の對象となる事項でございますけれども、本来的に文部科学大臣の所掌に属する事柄でございます。もとより文部科学大臣は法務大臣の意見に法律上拘束をされるというものではないということでございます。ただ、この点、私が申し上げるのが相当かどうか分りませんが、私も、文部科学大臣におかれましては、司法制度を所掌する法務大臣の意見を真摯に受け止め、これを尊重して対応をしていただけるものと考えているところでございます。

○福島瑞穂君 時間ですので、終わります。

○委員長(大野つや子君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。  
午後四時三十五分散会